

町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 入学準備金の支給の申請期限を定めるため
- (2) 就学奨励費の支給方法に関する規定を整理するため
- (3) 国の特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額の引き上げに伴い、オンライン学習通信費の支給額を増額するため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 入学準備金の支給の申請期限に関する規定を加えます。(第6関係)
- (2) 奨励費の支給方法に関する規定について、校長が管理する口座に振り込む場合の保護者からの委任について明記します。(第7関係)
- (3) オンライン学習通信費の支給額を1,000円から1,170円に増額します。(別表第3関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2022年11月7日から施行し、改正内容の(3)は、2022年4月1日から適用します。

町田市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学奨励費支給要綱（２０００年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第４ 支給対象費目等</p> <p>１ 略</p> <p>２ <u>前項の規定にかかわらず、同項に規定する者がこの要綱の規定に基づく奨励費以外の公費による援助を受けているときは、当該援助により金銭を支給された費目に相当する費目に係る奨励費については、支給しない。</u></p> <p>第６ 奨励費の支給認定等</p> <p>１ 奨励費の支給を受けようとする者は、別に定める<u>申請書及び世帯の収入額が確認できる書類その他教育長が必要と認める書類を</u>教育長に提出し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>２ <u>第４第１項に規定する費目のうち入学準備金については、支給認定に係る児童が小学校に就学した年又は支給認定に係る生徒が中学校に就学した年の４月１日から同月３０日までの間に、前項の規定による申請をしなければならない。</u></p> <p>３ 教育長は、<u>第１項の規定による申請</u>があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。</p> <p>４ 略</p>	<p>第４ 支給対象費目等</p> <p>１ 略</p> <p>２ <u>前項の規定にかかわらず、他の制度により同様の支給を受ける費目については、奨励費を支給しない。</u></p> <p>第６ 奨励費の支給認定等</p> <p>１ 奨励費の支給を受けようとする者は、別に定める<u>申請書に世帯の収入額が確認できる書類を添えて</u>教育長に提出し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>２ 教育長は、<u>前項の規定による申請</u>があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。</p> <p>３ 略</p>

第7 奨励費の支給方法

1 奨励費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座に振り込むことにより支給する。ただし、支給認定者が奨励費の受領権限を当該認定に係る児童又は生徒が在籍する学校の校長に委任する場合は、当該校長が管理する口座に振り込むことにより支給する。

2・3 略

別表第3（第5関係）

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
略	略	略	略
オンライン学習通信費	小学校及び中学校全学年	1世帯につき1月当たり <u>1,170</u> 円	
略	略	略	略

第7 奨励費の支給方法

1 奨励費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の校長の口座に振り込むことにより支給する。

2・3 略

別表第3（第5関係）

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
略	略	略	略
オンライン学習通信費	小学校及び中学校全学年	1世帯につき1月当たり <u>1,000</u> 円	
略	略	略	略

附 則

この要綱は、2022年11月7日から施行し、改正後の別表第3の規定は、同年4月1日から適用する。